平成２３年（フ）第２７４号
茨城県つくば市花島新田４番地13　みどりのA64街区５　ラ・フォンテヴェルデ305号
債務者　髙橋　直美
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２７５号
茨城県稲敷郡阿見町中郷２丁目18番地３　宮本住宅
債務者　藤江　正義
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８２号
茨城県土浦市真鍋６丁目６―17　セジュールマナベＡ棟101号、住民票上の住所茨城県土浦市神立町3616番地１
債務者　大關亜矢子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９６号
長野県松本市大字里山辺3287番地10
債務者　立石　　勝
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３０３号
滋賀県守山市吉身２丁目７番６―102号
債務者　薗田　俊明
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１０号
大津市日吉台２丁目22番６号
債務者　山田賀津子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４１８号
京都市下京区西之町111番地　市営住宅４棟141号　高岡キヨ子方、住民票上の住所京都市伏見区深草西浦町四丁目47番地６
債務者　山本みゆき
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２０号
京都市伏見区指物町572番地　レスポワール丹波橋106号
債務者　遠藤　満樹
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３１号
京都府八幡市男山笹谷８番地―Ｄ６―505
債務者　田村富士子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８７号
京都市伏見区淀本町173番地19　トーカン淀本町203号
債務者　土田與四郎
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６１号
京都市伏見区小栗栖中山田町12番地１　府営住宅小栗栖西団地10―401
債務者　田中　利条
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７４９号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目20番15号　光永マンション102号室
債務者　丸田　勝彦
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７３号
兵庫県西宮市今津真砂町１番２―220号
債務者　中尾裕紀子（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８５号
兵庫県芦屋市若葉町５番２―1324号
債務者　前川　彰信
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７９１号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番21―913号、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番１―712号
債務者　齋藤　香織（旧姓塩谷）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８０２号
兵庫県尼崎市宮内町２丁目52番地　セントポリア出屋敷102号
債務者　宮崎　泰幸
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５４号
兵庫県尼崎市若王寺１丁目12番５号　テラスハウス若王寺３号、前住所兵庫県尼崎市久々知２丁目14番８号
債務者　谷間　栄子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係